

議案第七十一号

港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年九月八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

港区職員の給与に関する条例（昭和二十六年港区条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第七項中「当該職員」を「その者」に、「が職員」を「がその者」に改め、同条第八項を次のように改める。

8 地方公務員法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第六条の三を削る。

第十五条第四項及び第十八条第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十一条第三項、第二十一条の四第三項及び第二十一条の五第二項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付則第十項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「同表の」を「第六条第八項の規定により算出した」に改め、付則に次の八項を加える。

12 当分の間、職員の給料月額は、その者が六十歳に達した日後における最初の四月一日（付則第十四項において「特定日」という。）以後、その者に適用される給料表の給料月額のうち、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた額（この条例その他の条例の規定により、その者につき当該号給に応じた額と異なる給料月額が定められている場合は、当該異なる給料月額）に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数がある場合はこれを百円に切り上げるものとする。）とする。

13 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない職員

二 医療職給料表(一)の適用を受ける職員

三 地方公務員法第二十八条の五第一項又は第二項の規定により同法第二十八条の二第一項に規定する異動期間(同法第二十八条の五第一項又は第二項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同法第二十八条の二第一項に規定する管理監督職を占める職員

四 地方公務員法第二十八条の七第一項又は第二項の規定により勤務している職員(同法第二十八条の六第一項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

14 地方公務員法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び付則第十六項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第十二項の規定によりその者の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日にその者が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数がある場合はこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(人事委員会が定める職員を除く。)の給料月額は、当分の間、特定日以後、付則第十二項の規定によりその者の受ける給料月額に基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を加算した額とする。

15 前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額と同項の規定によりその者の受ける給料月額」とする。

16 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（付則第十二項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第十四項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、付則第十二項の規定によりその者の受ける給料月額に前二項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。

17 付則第十四項又は前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける職員以外の付則第十二項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情等を考慮して当該給料月額を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、同項の規定によりその者の受ける給料月額に前三項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。

18 当分の間、付則第十二項の規定の適用を受ける職員に対する港区職員の分限に関する条例第二条第二項、第三条第一項及び第四項並びに第七条の規定の適用については、同条例第二

条第二項中「職員」とあるのは「港区職員の給与に関する条例（昭和二十六年港区条例第十号。以下「給与条例」という。）付則第十二項の規定による場合のほか、職員」と、同条例第三条第一項中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例付則第十二項の規定による降給は、この限りでない」と、同条例第四項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、給与条例付則第十二項の規定による降給は、この限りでない」と、同条例第七条中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例付則第十二項の規定による降給は、この限りでない」とする。

19 付則第十二項から前項までに定めるもののほか、付則第十二項及び第十四項の規定による給料月額その他付則第十二項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

別表第一イの表中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に

再任用職員	197,300	231,800	269,600	287,400	311,600	378,600
-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

を

定年前再任用短時間勤務職員	基 給料月額	基 給料月額	基 給料月額	基 給料月額	基 給料月額	基 給料月額
	197,300	231,800	269,600	287,400	311,600	378,600

に改める。

別表第一口の表中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に

再任用職員	212,000	223,200	244,000	274,700
-------	---------	---------	---------	---------

を

定年前再任用短時間勤務職員	基 給料月額	基 給料月額	基 給料月額	基 給料月額	基 給料月額
	212,000	223,200	244,000	274,700	

に定める。

別表第二の表中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に

再任用職員	294,500	355,300	416,100
-------	---------	---------	---------

を

定年前再任用短時間勤務職員	基 給料月額	基 給料月額	基 給料月額	基 給料月額
	294,500	355,300	416,100	

に定める。

別表第二の表中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に

再任用職員	199,800	233,600	269,400	287,000	311,600
-------	---------	---------	---------	---------	---------

を

定年前再任用短時間勤務職員	基 給料月額	基 給料月額	基 給料月額	基 給料月額	基 給料月額	基 給料月額
	199,800	233,600	269,400	287,000	311,600	

に定める。

別表第二八の表中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に

再任用職員	204,000	234,800	269,400	287,000	311,600
-------	---------	---------	---------	---------	---------

を

定年前再任用短時間勤務職員	基 給料月額	基 給料月額	基 給料月額	基 給料月額	基 給料月額
	204,000	234,800	269,400	287,000	311,600

に改める。

## 付 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、付則第十一項及び第十二項の規定は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

2 この条例による改正後の港区職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）付則第十二項から第十九項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第三条第五項及び第六項の規定により勤務している職員には適用しない。

3 令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項又は第五条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用常時勤務職員」という。）の給料月額は、その者

が令和三年改正法による改正後の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十条の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額（改正後の条例付則第十項の規定の適用がある場合には、同項の人事委員会が定める額を加算した額）とする。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用常時勤務職員（同法第七條の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用常時勤務職員を含む。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年港区条例第一号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、一円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする」とする。

5 令和三年改正法附則第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、



港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年港区条例第一号）第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数に乗じて得た額（その額に、一月未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）（改正後の条例付則第十項の規定の適用がある場合には、同項の人事委員会が定める額を加算した額）とする。

6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第十五条第四項及び第十八条第二号の規定を適用する。

7 暫定再任用常時勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員（以下「暫定再任用職員」という。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第二十一条第三項の規定を適用する。

8 改正後の条例第二十一条の四第一項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の総額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員」とする。

9 港区職員の給与に関する条例第九条の三から第十一条まで及び第十一条の三の規定は、暫

定再任用職員には適用しない。

(委任)

10 付則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。

(港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

11 港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成三十年港区条例第三号)の一部を次のように改正する。

付則第五項を次のように改める。

(給料の切替えに伴う経過措置)

5 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける特定職員(以下「同一給料表適用特定職員」という。)のうち、施行日以降にその者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額が施行日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(人事委員会の定める職員を除く。)の給料月額は、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額にその差額に相当する額を加算した額とする。

付則第六項中「前項に規定する」を削り、「について、同項」を「であって、前項」に、「給料を支給される」を「算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける」に、「ときは、当該特定職員に」を「特定職員の給料月額」に、「同項の規定に準じて、給料を支

給」を「その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額に同項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額と」に改める。

付則第七項中「について」を「であつて」に、「給料を支給される」を「算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける」に、「ときは、当該職員に」を「職員の給料月額に」、「前二項の規定に準じて、給料を支給」を「その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額に前二項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額と」に改める。

付則第八項中「再任用職員に」を「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）に」に、「施行日以降にその者の受ける」を「施行日以降にその者の属する職務の級に応じた」に、「給料を支給される」を「算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける」に、「ときは、当該同一給料表適用特定職員には、給料月額にその差額に相当する額を加えた額を給料として支給」を「職員の給料月額は、その者の属する職務の級に応じた給料月額にその差額に相当する額を加算した額と」に改める。

12 港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和元年港区条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

付則第四項中「のうち施行日以降にその者の受ける給料月額が」を削り、「よる給料の月額から当該額」を「より算出した差額に相当する額を加算した給料月額から当該加算をした給料月額」に改める。

13 港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成三十年港区条例第三号）の一部を次のように改正する。

付則第八項中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」を「地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第五条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用常時勤務職員」という。）及び同法附則第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」に、「再任用職員の欄に掲げる給料月額」を「定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額」に改め、「した額」の下に「（暫定再任用短時間勤務職員にあっては、港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年港区条例第一号）第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数に乗じて得た額（その額に、一円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。））（改正後の条例付則第十項の規定の適用がある場合には、同項の人事委員会が定める額を加算

した額」を加える。

付則中第十六項を第十七項とし、第十五項を第十六項とし、第十四項を第十五項とする。  
付則第十三項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を付則第十四項とし、付則第九項から付則第十二項までを一項ずつ繰り下げ、付則第八項の次に次の一項を加える。

9 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用常時勤務職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用常時勤務職員を含む。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、同条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、一円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする」とする。

（説明）

地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）の施行による地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。